

# Businessイーサ接続サービス利用規約

この「Businessイーサ接続サービス利用規約」(以下「本規約」といいます。)、は、フリービット株式会社(以下「弊社」といいます。))が提供するBusinessイーサ接続サービス(以下「本サービス」といいます。))をご利用いただくための規約で、弊社が本サービスの種類として別途定める各種のプラン等に適用されるものとします。

## 第1条【規約の変更】

1 弊社は、本サービスを利用する法人又は法人に準ずる団体(以下「会員」といいます。))の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとします。会員及び弊社は変更後の規約に拘束されるものとします。  
2 本規約変更後、会員が本サービスの利用を継続した場合、弊社は会員が変更後の規約に同意したものとみなし、変更後の規約に同意しない場合、会員は解約の手続きを取らねばなりません。

## 第2条【本規約と個別の規約等】

1 本規約の定めとプラン又はサービス毎に定める個別の規約、前条の通知、その他の方法で行う案内、注意事項又は運用ルール等(以下「個別の規約等」といいます。))の定めが異なる場合、別段の定めがない限り、個別の規約等の定めが優先して適用されるものとします。  
2 個別の規約等は、本規約の一部を構成するものとします。会員はこれに従うものとします。

## 第3条【用語の定義】

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。  
(1)「**自営端末設備**」とは、会員が設置する端末設備、DSF等(以下「DSF」といいます。))  
(2)「**自営電気通信設備**」とは、弊社以外の者が設置する電気通信設備で、端末設備以外のものをいいます。

## 第4条【契約の申込み及び承諾】

1 申込者は、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って契約を申込みものとします。  
2 契約の申込みがあったときは、弊社は、申込者が以下のいずれかに該当すると判断した場合を除き契約の申込みを承諾します。  
(1) 弊社所定の料金(初期費用、月額基本料金、各種手数料、その他の料金を含む。以下単に「**料金**」)をいいます。)(2) 支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき若しくは過去に怠ったことがあるとき  
(3) 弊社の業務の遂行上又は技術上著しい困難があるとき  
(4) 本規約に違反している、又は違反するおそれがあるとき若しくは過去に違反したことがあるとき  
(5) 申込みにあたり虚偽の届出をしたとき  
(6) 申込みされた本サービスについて弊社以外の電気通信事業者の承諾が得られないとき  
(7) その他、上記各号に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが適当でないとして判断したとき。

## 第5条【契約の成立】

1 申込者による申込みに対して、弊社が承諾した時に本サービスの利用に関する契約(以下「**本契約**」)が成立するとします。本契約は、利用開始日から1ヶ月経過後最初に到来する毎月の末日までを最低利用期間とします。  
2 最低利用期間満了の3ヶ月前までに、会員から弊社所定の書面により解約の申請がない場合、弊社は本契約を自動的に1年間更新するものとします。以後も同様とします。

## 第6条【サービスの変更】

1 弊社所定の手続きに従い、会員がサービスの変更を申込みした場合、弊社は、変更のための手続及び手続き等が完了した月の翌月1日をもって変更します。  
2 前項の申込みがあった場合、第4条【契約の申込み及び承諾】第2項の規定を準用するものとします。但し、「契約の申込み」は「変更の申込み」と、「申込者」は「会員」と読み替えるものとします。  
3 最低利用期間中に、料金が減額となるサービスの変更を行う場合、会員は、最低利用期間の残余の期間に支払うべき減額分の料金を一括して支払うものとします。

## 第7条【会員の責任】

1 会員は、所定の技術基準等に適合した自営端末設備及び自営電気通信設備等を設置しその維持・保守を行うものとします。  
2 弊社が提供する電気通信設備等に対し、会員は適切な設置場所及び稼働環境を会員の費用負担で提供するものとします。  
3 会員は、弊社が設置した電気通信設備等を善良な管理者の注意をもって管理するものとし、弊社の承認なく、移動、取り外し、改造、変更又は他の機器の接続等を行ない、たし、また、会員の自営端末設備及び自営電気通信設備等を本サービスの提供に必要な範囲で弊社に使用させるものとします。

## 第8条【中途解約】

契約期間の途中で解約があった場合、会員は、契約期間の残余の期間に支払うべき料金を一括して支払うものとします。

## 第9条【権利義務の譲渡】

会員は、本契約上の地位及び本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡できないものとします。

## 第10条【会員の地位の承継等】

1 会員において合併その他の事由により権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、承継の日から1ヶ月以内の弊社営業日までに承継したことを証明する書面を添付して、弊社に届け出るものとします。

## 第11条【届出事項の変更】

1 会員は、弊社への届出事項(氏名、商号、住所、本店、代表者又は連絡担当者等)に変更等があったときは速やかに弊社所定の手続きに従い、弊社に届け出るものとします。  
2 前項の届出をしないことにより、会員が、弊社からの通知が到達しないなどの不利益を被った場合でも、弊社は一切責任を負わないものとし、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 第12条【弊社による解約等】

1 弊社は、会員が以下のいずれかの事由に該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスの全部又は一部の利用停止、若しくは本契約の全部又は一部を解約できるものとします。  
(1) 第2条の禁止事項に該当していると弊社が判断したとき  
(2) 申込みにあたり虚偽の届出をしたことが判明したとき  
(3) 本規約に違反したとき又は弊社が不適当と判断したとき  
(4) 監督官庁等から営業許可の取消又は停止等の処分を受けたとき  
(5) 互手交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき  
(6) 差押、仮差押、仮処分、公売処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を受けたり、(7) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき  
(8) 解散(合併の場合を除きます。))又は営業廃止の決議をしたとき  
(9) 料金の支払いを滞滞するなど、財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき  
2 会員は、前項により利用停止又は解約となった場合、当然に期限の利益を喪失し、弊社は会員に対して通知その他の手続きを要せず、直ちに弊社に対する一切の債務の支払いを請求できるものとします。

## 第13条【重要通信の確保】

弊社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第9条並びに関係法令に基づき、災害の予防若しくは救済、交通、通信若しくは電力の供給の確保、又は秩序の維持に必要な通信、その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を停止することがあります。

## 第14条【提供の中止】

弊社は、以下のいずれかの事由があるときは、緊急やむを得ないときを除き、事前に会員に通知の上、本サービスの提供を中止することがあります。  
(1) 弊社の設備の確保又は工事やむを得ない事由があるとき  
(2) 弊社の設備の障害又は故障等やむを得ない事由があるとき  
(3) 弊社以外の電気通信事業者が電気通信サービスの提供を停止することにより、弊社が本サービスの提供を行うことが困難となったとき  
(4) 火災、事変その他の非常事態が発生したとき。

## 第15条【IPアドレス】

1 会員は、原則として、弊社が会員に割り当てて、会員名義で登録したIPアドレス以外を使用して本サービスを利用することはできないものとします。  
2 会員名義のIPアドレスを使用しない場合、会員は、本サービスを第三者に利用させることができないものとします。但し、自己の管理下にある特定の第三者(従業員等)に対して本規約を遵守させて利用させる場合を除くものとします。  
3 弊社は、事前に会員に通知の上、会員が割り当てたIPアドレスを変更できるものと、これにより会員に発生する損害について一切責任を負わないものとします。

## 第16条【料金】

1 会員は本契約が成立した時から、料金を支払う義務を負うものとします。  
2 利用の停止又は提供の中止等があった場合でも、会員は前項の義務を負うものとします。

## 第17条【計算方法】

1 弊社は、当月1日から末日までを「**料金計算月**」として、料金を計算します。  
2 利用開始日が料金月の中途である場合、弊社は、当該月の料金に限り、日割り計算を行わないものとします。  
3 料金その他の計算結果に四捨五入の端数が生じた場合、これを切り捨てるとものとします。

## 第18条【請求及び支払い】

1 会員は、弊社所定の収納代行会社を通じて、弊社所定の会員が指定する預金口座から口座振替により料金を支払うか、又は弊社からの請求書に従い、所定の期日までに弊社所定の金融機関への振込みにより料金を支払うものとします。  
2 会員が収納代行会社等との間で料金又はその他の債務等について紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものと、弊社は一切の責任を負わないものとします。  
3 会員が料金計算月又は他の債務を支払う際に要する費用は、原則として会員の負担とします。  
4 会員が料金を支払い期日までに支払わないことにより、弊社が催告その他の手続き等に要した費用については、会員の負担とします。

## 第19条【延滞利息】

会員が料金を期日までに支払わない場合、支払い期日の翌日から起算して支払った日の前日までの期間について、年14.9%割合で計算して得た額を延滞利息として、弊社所定の方法で弊社に支払うものとします。

## 第20条【消費税】

弊社が会員に請求する料金には、消費税相当額が加算されるものとします。

## 第21条【禁止事項】

1 弊社は以下の行為を禁止事項と定め、会員はこれを行わないものとします。  
(1) 第三者又は弊社の著作権、商標権等の知的財産権、その他の財産権を侵害する行為  
(2) 第三者又は弊社への誹謗又は中傷、若しくは名誉又は信用を毀損する行為  
(3) 第三者又は弊社への詐欺又は脅迫行為  
(4) 第三者又は弊社に不利益を与える行為  
(5) 第三者のプライバシー又は肖像権を侵害する行為  
(6) 無差別又は大量に受信者の意思に反してメール等を送信する行為  
(7) 弊社又は本サービスの信用を毀損するおそれのある方法で本サービスを利用する行為  
(8) 公職選挙法に違反する行為  
(9) 猥褻、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像、文書等を送信又は表示する行為  
(10) 無断複製・転載、無断複製、開示、又はこれを勧誘する行為  
(11) 違法又は公序良俗に反する行為(暴力、脅迫、残虐、冒言的な行為・発言など)  
(12) その他法令、条約、輸出法令を含みます。))海に違反する行為、又は違反のおそれのある行為  
(13) 弊社設備、第三者の設備、弊社又は第三者の業務、若しくはインターネット接続環境等に重大な影響を及ぼす行為  
(14) 前各号のいずれかに該当する行為が見られる情報又はデータ等の入手をリンクするなどの手段によって容易にさせ、前各号の行為を助長する行為  
(15) その他、弊社が不適当と認められる行為  
2 会員が前項各号のいずれかに該当していると弊社が判断した場合、弊社は通知その他の処分を行うことなど以下の措置を行うことができるものとします。  
(1) 会員に対し、当該行為の中止、修正又はデータの移動、その他必要な措置等を行うことを要求すること  
(2) 会員の表示、発信又は転載する情報又はデータ等の全部又は一部を他者が閲覧できない状態に置、又は削除すること  
(3) 本サービスの全部又は一部を、会員が利用することを停止すること  
(4) 会員と本契約を解約すること  
(5) その他、禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと  
3 弊社又は弊社が指定した者は前項の義務を負うものではなく、弊社又は弊社が指定した者が前項の措置等を行わないことにより会員又は第三者が被った損害に関しては、一切責任を負わないものとします。

## 第22条【他のネットワークの利用】

1 弊社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備又は回線等(国内外を問はず)を、定経由又は利用する場合、会員は当該ネットワークの規制等に従うものとします。  
2 弊社は弊社以外の電気通信事業者等のネットワーク、設備及び回線等については一切責任を負わないものとします。

## 第23条【損害賠償の限度と範囲】

1 弊社の責めに帰すべき事由により、会員が本サービスを全く利用できない場合(以下「**利用不能**」)とします。))で、かつ、利用不能状態が発生したことを弊社が知った時刻から2時間以上継続した場合に限り、弊社は、利用不能時間を24免除した商小点数以下の端数は切り捨て、1ヶ月額基本料金の30%のを乗じて算出した額を賠償の限度として会員に現実発生した損害の賠償請求に応じるものとします。  
2 弊社は、予見可能性の有無に関わらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害及び逸失利益については一切責任を負わないものとします。  
3 会員は、損害賠償請求事由が発生してから3ヶ月を経過する日まで損害賠償請求を行わなかった場合、請求する権利を失うものとします。

## 第24条【免責事項】

1 弊社は、会員が本サービスを利用したこと、又は利用できなかったこと若しくは本契約に前項して損害を被った場合(第1条【弊社による解約等】、第13条【重要通信の確保】、第14条【提供の中止】及び第21条【禁止事項】)による場合を含みます。))前条による場合を除き、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の責任であるか否かを問わず、一切責任を負わないものとします。  
2 弊社は、弊社設備に蓄積又は保管された情報又はデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更又は改竄等があった場合も前項と同様とします。  
3 弊社は、データの伝送中に生じた送信エラー、データの変化及びデータの保全については、一切責任を負わないものとします。  
4 弊社は、本サービス、その内容及び会員が本サービスを利用することにより得る情報等について、その完全性、目的性、正確性、又は持続性等については、一切保証しないものとします。  
5 弊社は、会員の行為については一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。  
6 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備及び回線等の障害等、弊社の責めに帰し得ない事由により会員が被った損害について弊社は一切の責任を負わないものとします。  
7 電気通信設備等の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、やむを得ない理由により会員の所有又は管理する土地、建物又はその他の工作物等に損害を与えた場合、一切責任を負わないものとします。

## 第25条【会員情報等の取扱い】

1 弊社は、会員に関する情報を適法かつ公正な手段に基づき取得し、次に掲げる利用目的の達成に必要な範囲内で利用するものとします。  
(1) 会員に対して、電気通信サービス及び電気通信サービスに関連するサービスを提供すること、本人確認、料金等の計算、料金等の請求、与信管理、問い合わせへの対応、各種申込みの受付、会員への通知、物品の送付、会員獲得に対する手数料の支払い等の販売支援活動を含みます。))  
(2) 会員に対して、弊社、弊社のグループ会社、及び提携会社のサービス、商品等を広告宣伝、案内するため、電子メールの送信、電話、郵送及びその他の方法により連絡すること  
(3) 会員に対して、アンケート及び調査等を実施すること、並びにアンケート及び調査等により取得した情報を集計、分析した結果を利用すること  
(4) 会員に関する情報を、抽出又は編集することにより会員を特定できない形式の資料を作成し、分析、利用、発表、第三者への提供等を行うこと  
2 弊社は、利用目的の達成に必要な範囲内で会員に関する情報を委託先に預託できるものとします。  
3 弊社は会員本人の同意がある場合及び個人情報保護に関する法律(平成19年法律第57号)第2条第1項各号に基づき場合を除き、会員に関する情報を第三者に提供しません。

## 第26条【オプションサービス】

1 弊社は、本サービスを基本サービスとして、これに付随するサービス(以下「オプションサービス」といいます。))を提供することがあります。  
2 弊社は、オプションサービスのみの提供は行わないものとし、基本となる本契約が終了した場合、同時にオプションサービスも終了するものとします。

3 オプションサービスの内容、料金、その他の事項については、別途定めるものと、別段の定めがない限り、オプションサービスにも本規約が適用されるものとします。

## 第27条【本サービスの変更等】

1 弊社は、事前に通知その他の手続をすることなく、本サービス及びその内容の全部又は一部を変更又は追加することができるとものとします。但し、会員にとって不利な変更の場合、弊社は事前に通知するものとします。  
2 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスの全部又は一部を休止できるものとします。

## 第28条【提供地域】

本サービスの提供地域は、日本国内とし、具体的な地域は別途定めるものとします。

## 第29条【準拠法】

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

## 第30条【協議】

本規約又は本サービスについて疑義があるときは、会員と弊社は双方誠意をもって協議の上決定するものとし、紛争解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2009年1月1日実施  
但し、本規約の施行日において既に提供されている本サービスについても適用されるものとします。

2009年3月1日一部改訂